

令和8年第1回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

目次		
番号	件名	ページ
定県第23号議案	神奈川県情報公開条例の一部を改正する条例	1
定県第24号議案	個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例	2
定県第25号議案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	3
定県第26号議案	神奈川県行政手続条例の一部を改正する条例	4
定県第27号議案	神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例	5
定県第28号議案	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	6
定県第29号議案	神奈川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	7
定県第30号議案	神奈川県県税条例の一部を改正する条例	8
定県第31号議案	国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	9
定県第32号議案	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例	10
定県第33号議案	神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例	12
定県第34号議案	市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	13
定県第35号議案	神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	14
定県第36号議案	建設事業等に対する市町負担金について	16
定県第37号議案	包括外部監査契約の締結について	18

神奈川県情報公開条例の一部を改正する 条例

神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則中第13項を第15項とし、第10項から第12項までを2項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の見出し及び2項を加える。

（地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立に伴う措置）

10 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「福祉機構」という。）の成立の日前にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後福祉機構が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により福祉機構がした処分、手続その他の行為とみなす。

11 福祉機構の成立の日前にこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後福祉機構が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により福祉機構に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則

この条例は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の成立の日から施行する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

個人情報の保護に関する法律施行条例の 一部を改正する条例

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立に伴う措置）

- 2 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「福祉機構」という。）の成立の日前に法及びこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後福祉機構が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、法及びこの条例の規定により福祉機構がした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 福祉機構の成立の日前に法及びこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後福祉機構が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、法及びこの条例の規定により福祉機構に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則

この条例は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の成立の日から施行する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人スローレーベルの項、特定非営利活動法人フードバンク湘南の項、特定非営利活動法人葉山まちづくり協会の項及び特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブケアびーくるの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人フードバンク湘南	平塚市御殿一丁目33番35号亀井ハイツ101	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
特定非営利活動法人スローレーベル	横浜市南区吉野町2-4国際吉野町ビル402	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人スローレーベルの項、特定非営利活動法人フードバンク湘南の項、特定非営利活動法人葉山まちづくり協会の項及び特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブケアびーくるの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県行政手続条例の一部を改正する 条例

神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、「に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を神奈川県行政手続条例、職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）又は神奈川県企業職員退職手当支給規程（昭和29年神奈川県企業管理規程第11号）において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の通知に係る公示送達の方法にインターネットによる公表を追加等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県職員定数条例の一部を改正する 条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

事務部局の区分	定数	
知事	7,876人	
公営企業管理者	1,006人	
議会	76人	
選挙管理委員会	5人	
監査委員	41人	
人事委員会	35人	
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）	863人	
教育委員会の所管に属する学校	校長及び教員	12,006人
	その他の職員	1,047人
	小計	13,053人
労働委員会	21人	
神奈川海区漁業調整委員会	3人	
合計	22,979人	

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構が成立するまでの間における改正後の第2条第1項の表の規定の適用については、同表知事の項中「7,876人」とあるのは「7,982人」と、同表合計の項中「22,979人」とあるのは「23,085人」とする。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

事務事業の見直し、県立学校の児童・生徒数に基づく学級数の減少等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

公益的法人等への職員の派遣等に関する 条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年神奈川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「採用された職員」の次に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項若しくは第2項又は第4条の規定により採用された職員」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

公益的法人等へ派遣することができる職員に任期付職員を追加するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県公益認定等審議会条例の一部を 改正する条例

神奈川県公益認定等審議会条例（平成19年神奈川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「公益法人」の次に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

公益信託ニ関スル法律の全部改正等に伴い、神奈川県公益認定等審議会の委員に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改め、同項第1号中「第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる」を「第78条第2項第4号に掲げる」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3）所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金であつて、当該寄附金を信託財産とする公益信託の目的が県民の福祉の増進に寄与するもの

附 則

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の第10条第1項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法（以下この項において「旧所得税法」という。）第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」と、同項第1号中「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの（旧所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」と、同項第3号中「もの」とあるのは「もの（寄附金（旧所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものに限る。以下この号において同じ。）を信託財産とする同項に規定する特定公益信託の目的が県民の福祉の増進に寄与するものである場合の当該寄附金を含む。）」とする。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方税法の一部改正により、公益信託に係る信託事務に関する寄附金が個人県民税の寄附金税額控除の対象とされることに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

国民健康保険法施行条例の一部を改正 する条例

国民健康保険法施行条例（平成29年神奈川県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第11条まで」を「第11条の2まで」に、「第17条まで」を「第17条の5まで」に改める。

第17条の次に次の4条を加える。

第17条の2 政令第11条の2第1項第2号イ(1)の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が定める数とする。

第17条の3 政令第11条の2第1項第2号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、同条第4項第1号に掲げる数とする。

第17条の4 政令第11条の2第1項第2号ロの子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、同条第5項第2号に掲げる数とする。

第17条の5 政令第11条の2第5項第2号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第4項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

国民健康保険法の一部改正等に伴い、県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金について、新たに子ども・子育て支援納付金の算定に係る規定を追加するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に 関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項(2)中「含む」の次に「。ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、政令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く」を加え、同項(3)中「場合」の次に「（飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。）」を加え、同項(4)中「場合」の次に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第2の1の項(2)において同じ。）」を加え、同項中(8)を(9)とし、(5)から(7)までを1つずつ繰り下げ、(4)の次に次のように加える。

(5) 飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、3の項(8)、(9)、(12)、(13)、(16)及び(17)並びに前項(7)の基準を適用しない。

別表第2の1の項(1)中「場合」の次に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。）」を加え、同項に次のように加える。

(3) 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する飲食店営業に関し、営業に係る公衆衛生上講ずべき施設の基準を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県営住宅条例の一部を改正する 条例

神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）内に存する住宅を所有し、かつ、現に当該住宅に居住している者（土砂災害特別警戒区域以外の地域に住宅を所有する者を除く。）を前条第1項第2号に該当する者とみなす。

第8条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「前条第5項」を「前条第6項」に改め、「場合」の次に「あって、現に当該入居者が当該居住していた住宅を所有するとき」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 知事は、公営住宅の入居者として決定した者（前条第4項の規定に該当する者に限る。）に対し、当該入居者が公営住宅に入居した日前の直近において居住していた地域が土砂災害特別警戒区域に該当しなくなった場合であって、現に当該入居者が当該居住していた住宅を所有するときには、当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

第24条第1項中「次条第1号」を「次条第1項第1号」に改める。

第25条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる費用については、入居者に負担させることが適当でないと知事が認める場合は、その一部又は全部を入居者に負担させないことができる。

第25条の2第1項中「前条第5号」を「前条第1項第5号」に改める。

第48条第1項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 県営住宅の入居者（県営住宅に入居した日前の直近において、土砂災害特別警戒区域内に存する住宅を所有し、かつ、当該住宅に居住していた者に限る。）が県営住宅に入居した日前の直近において居住していた地域が土砂災害特別警戒区域に該当しなくなった場合であって、現に当該入居者が当該居住していた住宅を所有するとき。

第48条第5項中「第1項第8号及び第9号」を「第1項第9号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

土砂災害特別警戒区域から安全な地域への移転を促進するため、当該区域内に住宅を所有し、現に居住する者の入居者資格の特例を設けるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

市町村立学校職員定数条例の一部を改正 する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

学 校 の 種 別	定 数
小 学 校	9,836人
中 学 校	5,724人
特 別 支 援 学 校	183人
高等學校（定時制の課程を置くもの）	19人
合 計	15,762人

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 裕 治

（提案理由）

小学校及び中学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を 改正する条例

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表を次のように改める。

職 員 の 区 分	定 数
警 察 官	警 視 396人
	警 部 933人
	警 部 補 及び 巡 査 部 長 9,506人
	巡 査 (警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。) 4,982人
	計 15,817人
	警 察 官 以 外 の 職 員 1,722人
合	計 17,539人

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(神奈川県職員定数条例の一部改正)」を付する。

附則第3項の前に見出しとして「(職員の定数に関する特例)」を付する。

附則に次の1項を加える。

- 4 令和9年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に係る職員の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める員数に、同表の右欄に掲げる員数を加えた員数とする。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「前項及び附則第4項」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第1項及び附則第4項」と、同項中「同項」とあるのは「これらの項」とする。

警 部 補 及び 巡 査 部 長	16人
巡 査 (警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。)	8人
計	24人
合 計	24人

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 裕 治

(提案理由)

地方警察職員を増員するため、定数の改正をしたいので提案するものであります。

建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

事業名	市町名	負担額
県営ほ場整備事業	小田原市	16,200千円
農道整備事業	小田原市	81,750
〃	湯河原町	10,450
農地保全事業	小田原市	3,740
湛水防除事業	小田原市	25,391
〃	大井町	2,029
農村振興整備事業	綾瀬市	11,250
県営漁港整備事業	小田原市	16,500
〃	三浦市	8,220
相模川流域下水道事業	相模原市	665,246
〃	平塚市	296,107
〃	藤沢市	20,214
〃	茅ヶ崎市	228,026
〃	厚木市	296,066
〃	伊勢原市	44,949
〃	海老名市	159,353
〃	座間市	115,309
〃	綾瀬市	31,580
〃	寒川町	75,793
〃	大磯町	29,920
〃	愛川町	63,823
酒匂川流域下水道事業	小田原市	355,547
〃	秦野市	5,483
〃	南足柄市	92,716
〃	二宮町	25,318
〃	中井町	18,533
〃	大井町	20,658
〃	松田町	12,115

〃	山 北 町	22,420
〃	開 成 町	41,816
〃	箱 根 町	159,761
相 模 川 流 域 下 水 道 管 理 事 業	相 模 原 市	3,583,912
〃	平 塚 市	1,612,073
〃	藤 沢 市	78,562
〃	茅 ケ 崎 市	1,478,730
〃	厚 木 市	1,800,806
〃	伊 勢 原 市	230,309
〃	海 老 名 市	905,382
〃	座 間 市	674,166
〃	綾 瀬 市	138,363
〃	寒 川 町	269,421
〃	大 磯 町	113,617
〃	愛 川 町	167,488
酒 勾 川 流 域 下 水 道 管 理 事 業	小 田 原 市	1,776,595
〃	秦 野 市	34,342
〃	南 足 柄 市	416,779
〃	二 宮 町	158,567
〃	中 井 町	93,752
〃	大 井 町	162,064
〃	松 田 町	94,527
〃	山 北 町	149,389
〃	開 成 町	198,724
〃	箱 根 町	269

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県の行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結するものとする。

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和8年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 2,104万3千円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 概算払、監査の結果に関する報告提出後に精算 |
| 5 契約の相手方 | 住所 横浜市港南区丸山台一丁目2番1-E 1614号
氏名 田中 友里子
資格 税理士 |

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 裕 治

(提案理由)

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するものであります。

